

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
せいとく介護こども福祉専門学校	昭和51年4月1日	高田 研 司	〒064-0811 札幌市中央区南11条西8丁目2番47号 (電話) 011-512-1321																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人 成徳学園	昭和39年3月27日	高田 研 司	〒064-0811 札幌市中央区南11条西8丁目2番47号 (電話) 011-512-1321																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																			
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	平成6年文部科学省 告示第84号																				
学科の目的	教育社会福祉との綿密な連携を通じ、より実践的な職業教育の質と確保に組織的に取り組み、卓越した実務の知識・経験に基づく高度で専門的かつ実際の知識・技術等を身につけ、教育社会福祉施設に必要な実践的な能力を育成するための専門課程を創設することを目的とする。																						
認定年月日	平成26年3月31日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
2年	昼間	1,940時間	950時間	540時間	450時間	時間	時間																
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																		
160人	29人	0人	6人	32人	38人																		
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 筆記試験(60点以上)、レポート、実技、授業態度																			
長期休み	■学年始:4月1日～4月3日 ■夏 季:7月24日～8月20日 ■冬 季:12月23日～1月18日 ■学年末:3月17日～3月31日		卒業・進級 条件	教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき科目について試験を行い、合格者に対して当該科目の修了認定をし、進級・卒業とする。																			
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 面談(個別・保護者)、居住先訪問、教育相談日の設置		課外活動	■課外活動の種類 手話・バスケットボール・バレーボール ■サークル活動: 有																			
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(平成28年度卒業生) 高齢者施設(特別養護老人ホーム等)・障がい者支援施設等 ■就職指導内容 就職ガイダンスを1年次より7回実施。採用試験直前に個別指導。 ■卒業生数 25 人 ■就職希望者数 25 人 ■就職者数 25 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 (平成 28 年度卒業生に関する 平成29年5月1日 時点の情報)		主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成28年度卒業生に関する平成29年5月1日時点の情報)																			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>①</td> <td>25人</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションインストラクター</td> <td>③</td> <td>23人</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	①	25人	25人	レクリエーションインストラクター	③	23人	23人				
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																				
介護福祉士	①	25人	25人																				
レクリエーションインストラクター	③	23人	23人																				
				※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄																			
中途退学の 現状	■中途退学者 5 名 平成28年4月1日時点において、在学者46名(平成28年4月1日入学者を含む) 平成29年3月31日時点において、在学者41名(平成29年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 ・進路変更、身体的理由等 ■中退防止・中退者支援のための取組 クラス担任制、実習・就職のための学力確認試験・基礎学力を含めた補習、個別面談、保護者面談、教育相談日設定、情報共有会議(週2回)		■中途退学率 5.4 %																				
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ・せいとく介護こども福祉専門学校学生費用援助制度(入学後選考・年間授業料最大10,000円免除) ・特待生制度(特Sランク600,000円・Sランク300,000円・Aランク200,000円・Bランク100,000円・Cランク50,000円を納付金より免除、入学前選考、適用人数は入学者の20%以内) ・その他の減免制度としては、介護職員初任者研修優遇制度、母子家庭・父子家庭支援制度、低所得者世帯支援制度などあり ■専門実践教育訓練給付: 給付対象																						
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受賞年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																						
当該学科の ホームページ URL	http://www.seitoku-g.ac.jp/																						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育福祉施設及びその他の関係機関との連携を充実させ、情報の共有や社会的ニーズの把握・分析を通して、地域や学校の教育方針をいかした特色ある教育課程の編成や効果的な教育方法の改善・工夫を行い、実践的かつ専門的な職業教育の基盤づくりに

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

本校の常設委員会として組織され、教育課程編成委員会でのアドバイスや意見などを受けて、教育課程編成の最終決定審議機関である校務会によって現状確認と今後の対策について検討して具現化していことにより教育の充実を図る。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成29年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
福島 義典	一般社団法人北海道介護福祉士会 副会長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	①
瀬戸 雅嗣	特別養護老人ホーム 栄和荘 施設長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	③
柴野 邦子	光星はとポップ保育園 園長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	③
角谷 毅	札幌わかさ幼稚園 園長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	③
高島 裕美	拓殖大学北海道短期大学 助教	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	②
高田 研司	せいとく介護こども福祉専門学校 校長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
野村 昌昭	せいとく介護こども福祉専門学校 副校長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
奥寺 光子	せいとく介護こども福祉専門学校 教諭	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
町田 幸作	せいとく介護こども福祉専門学校 教諭	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
上田 強志	せいとく介護こども福祉専門学校 教諭	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
浦田 日出雄	せいとく介護こども福祉専門学校 教諭	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
亀山 育海	せいとく介護こども福祉専門学校 教諭	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
中村 和恵	せいとく介護こども福祉専門学校 事務長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ② 学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(開催日時)

第1回 平成25年11月26日 10:00～11:30	第6回 平成28年1月21日 10:30～12:00
第2回 平成26年1月24日 10:00～12:00	第7回 平成28年7月7日 10:30～12:00
第3回 平成26年9月26日 10:30～12:00	第8回 平成29年1月26日 10:30～12:00
第4回 平成27年3月24日 10:30～12:00	第9回 平成29年7月13日 10:30～12:00
第5回 平成27年7月9日 10:30～12:00	第10回

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

専門分野に求められる人物像として、専門教科等の習得だけではなく、コミュニケーション能力の育成に注力することが必要であることを確認。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係		
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針		
施設現場において、学生が介護を実践的に学ぶために、挨拶など人と接するための基本や、チームワークにおける報告・連絡・相談などの心構えを十分に備え、さらに学習目標を明確に設定したうえで、有意義な実践を行えるよう事前学習を徹底する。		
(2)実習・演習等における企業等との連携内容		
実習事前指導内における実習先施設との打ち合わせ、実習期間中のカンファレンスなど。		
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	介護施設における見学や体験を通して、要介護者・介護技術・施設機能を理解し、個別ケアにおいて根拠を踏まえた介護実践をするための基礎を学ぶ。	慈啓会特別養護老人ホーム、西円山敬樹園、信寿園、菊水こまちの郷、みどりの丘ほか 合計18施設
介護実習Ⅱ	入所型介護施設における長期の実習を行い、利用者の様々なニーズに対して、機能のある介護実践や個別ケアを学ぶとともに、さまざまな職種との協力のあり方や統一された援助方法について理解を深め、介護職の役割を理解する。	慈啓会特別養護老人ホーム、西円山敬樹園、福寿園、清明庵、サンピオース新琴似ほか 合計17施設
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針		
<ul style="list-style-type: none"> ・教科や教育課題への対応など授業力と実践的生活指導力の向上を図るため、資質向上及び専門性を高める研修を実施する。 ・実務に関する研修は、社会的ニーズの把握をした上で、施設等から講師を招いての研修や勤務経験年数に応じて職能団体等への研修への参加を実施する。また、職能団体等への研修に参加した場合は、学内で学科の専任教員・非常勤講師に対して研修についての講話を実施し、授業に関連した領域でグルーピングした教員・非常勤講師間での知識等の交流と確認を行う。 ・全国介護福祉士養成施設協会等が主催する研修会の参加教員が、全職員に対して伝達講習を行う。 ・指導法の研修は、年度当初、小学校校長経験者による師範授業「学生の集中力を高め、実感の伴った学びを作る」を実施、教員及び非常勤講師が自由参観できる体制を作る。また、12月終了時にすべての科目について学生による授業評価を行い、後期の授業改善に生かしたり、学生の授業評価に基づき、評価の高い教員を選出し、各科の特性に基づきながら 		
(2)研修等の実績		
①専攻分野における実務に関する研修等		
公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 北海道ブロック会 教員研修大会 平成28年9月29日～30日 札幌市手稲区通所サービス連絡会「支配するケアからの卒業」平成28年10月28日 公益社団法人 北海道私立専修学校各種学校連合会「学校評価に関する研修会」平成28年12月6日		
②指導力の修得・向上のための研修等		
一般社団法人 実践行動学研究所「実践行動学セミナー」平成28年10月21日、 内部伝達講習「現代の学生に対するメンタルヘルスのあり方」平成28年12月16日		
(3)研修等の計画		
①専攻分野における実務に関する研修等		
公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 北海道ブロック会 教員研修大会 平成29年9月29日		
②指導力の修得・向上のための研修等		
「発達障害の方等の一般就労に向けた出張型就労支援セミナー」平成29年12月27日 「より良い学校づくりセミナー」平成30年1月18日		
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係		
(1)学校関係者評価の基本方針		
本校の教育活動・学校運営等について自己点検・自己評価に基づいて学校関係者評価を実施して、教育活動のさらなる向上と学校運営の改善を進めていくものとする。		
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応		
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目	
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標	
(2)学校運営	(2)学校運営	
(3)教育活動	(3)教育活動	
(4)学修成果	(4)学修成果	
(5)学生支援	(5)学生支援	
(6)教育環境	(6)教育環境	
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集	
(8)財務	(8)財務	
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守	
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献	
(11)国際交流		
※(10)及び(11)については任意記載。		
(3)学校関係者評価結果の活用状況		
自己評価の低い項目に関しての改善とさらなる学生指導の充実を図っている。		

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成29年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
青木孝志	障害者支援施設 白石かがやき園 施設長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	企業等委員
岸本隆美	特別養護老人ホーム 青葉のまち 施設長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	卒業生
柴野邦子	光星はとポッポ保育園 園長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	企業等委員
瀬戸雅嗣	特別養護老人ホーム 栄和荘 施設長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	企業等委員
佐藤義昭	北海道文教大学 教授	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	学識経験者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <http://www.seitoku-g.ac.jp/>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に沿って、ホームページを中心とした情報公開を行うものとする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校概要
(2) 各学科等の教育	カリキュラム、在学状況、就職状況
(3) 教職員	教員数、教員研修
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職指導
(5) 様々な教育活動・教育環境	キャンパスライフ・課外活動・年間行事・施設設備
(6) 学生の生活支援	教育相談・居住先訪問
(7) 学生納付金・修学支援	学費サポート制度・奨学金制度
(8) 学校の財務	資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対象表
(9) 学校評価	学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

URL: <http://www.seitoku-g.ac.jp/>

授業科目等の概要

(教育社会福祉専門課程介護福祉科) 平成29年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			人間の尊厳と自立Ⅰ	人間の尊厳とは何かを十分理解し人との関係に必要な倫理観を醸成し介護実践にそれを活かしていく力を養う。	1後	15	1	○			○			○		
○			人間の尊厳と自立Ⅱ	1 介護のための人間理解を進める。 2 介護における自立支援の方途を考える。	2前	15	1	○			○			○		
○			コミュニケーション概論(人間関係とコミュニケーション)	1 介護者に求められるコミュニケーションの基礎的な能力を養う。 2 他者を理解するために、自分の価値観と多様な価値観について理解を深める。 3 コミュニケーションの知識や技術がなぜ介護の現場で求められるかを理解し、多様なコミュニケーションの実際を学ぶ。 コミュニケーションの知識や技術がなぜ介護の現場で求められるかを理解し、多様なコミュニケーションの実際を学ぶ。	1前	30	2	○			○			○		
○			社会の理解(家族福祉論)	1 現代日本の実状を、自分の家庭をモデルに理解する。 2 家族の役割と意義について、例題を通して理解する。 3 自分がこれから築いていく家庭と家族について考える。	2後	15	1	○			○				○	
○			社会の理解(地域福祉論)	地域福祉とは何かという基礎概念を理解し、関係する各種理念・概念・理論について理解する。また、地域福祉という概念の発展過程について、国内外の歴史と共に理解を深める。その上で、地域福祉に関係する法制度、技術、ヒト、モノなどが、具体的なサービス提供過程において、どのような形で関与しているかについて理解する。	2前	15	1	○			○				○	
○			社会の理解(社会学概論)	テキストの流れにそって、はじめに個人の人生・生活に着目し、それから個人を取り巻く社会、家族、地域社会、さまざまなネットワーク・組織といったテーマに徐々に考察の射程を拡げてゆく。それぞれのテーマについて、その定義や構造、成立における歴史的背景をおさえるとともに、学生のみならずにとっても身近であろう歴史的な問題について、社会学的な視点で考察してゆく。	1後	15	1	○			○				○	
○			社会の理解(社会保障論)	各領域の社会保障制度の取り組みについて取り上げ、どのように行われているか学ぶ。また社会保障に関する報道等にも関心を向け、国民の意識についても考える。	2後	15	1	○			○				○	
○			社会の理解(高齢者福祉論)	「社会の高齢化」「個人の高齢化」について、理解を深める。一般に望ましくないものとして語られることが多い『高齢化』という現象を一面的にとらえるのではなく、メリット・デメリットを併せて考えることができるようにする。また、各種法制度についても制度の概要のみならず成立背景などを知り、多面的に考察するための基礎を身につける。	1前	15	1	○			○				○	

○		社会の理解 (介護保険法)	介護保険という制度が創設されるに至った当時の社会背景と、介護保険制度に求められた目的について、隣接諸領域の社会状況と併せて理解する。介護保険では、どのような者が対象となり、どのような方法によって、どのような手続きを踏む事で、どのような財政構造に基づき制度が展開されるのか、総合的な理解を図る。また、具体的サービス提供過程においては、どのような組織や専門職が関わっているかについて学ぶ。	1前	15	1	○		○					
○		社会の理解 (障害者の自立を支える制度)	障害者総合支援法の内容のほとんどが、現行の「障害者自立法」である。さまざまな課題や問題が指摘されていた障害者自立支援法ですが、「自立」を支える制度としては必要な制度である。授業を通して、制度の問題点から浮かびあがった障害者の地域生活と自立について、考えることができるようになる。	2前	15	1	○		○					
○		社会の理解 (介護実践に関する諸制度)	障害者の権利を保障するための制度の種類や内容を学び、介護実践の場面で権利を保護するための制度はどのように活用されているかを理解できるようにすること。また、介護職に求められる権利保護の視点について学ぶ。	2前	15	1	○		○					
○		法学	1 法の成立過程を民主的手続きについての知識を踏まえながら学ぶ。2 憲法の基本理念について、具体的事例を通して学ぶ。3 民法規定の概要を知り、法律を元に具体的な判断がどのように行われるのかを学ぶ。4 労働関係の方規定を知り、働くにあたってのルールや労働者の権利を学ぶ。5 福祉現場における人権擁護について学ぶ。	1前	30	2	○		○					
○		経済学	経済について知り考えるために必要な考え方とツールを学ぶ。また、経済学的な考え方を習得してもらうために、その他の話題にも触れる。経済学の考え方は単純だがとても多くの問題を考えることができる。お金にまつわるだけでなく、人間や企業、政府の行動、そしてそれらの相互作用について考えることができる。それを新聞やニュース等の最近の話題について考え理解し、適切な行動を選べるように学習する。	2前	30	2	○		○					
○		介護の基本 (介護概論Ⅰ)	介護の歴史や諸外国との比較、介護を必要とする人の生活を学び、生活や自立とは何か改めて考え直し、介護福祉士の役割や倫理について学ぶ。	1前	60	4	○		○					
○		介護の基本 (介護概論Ⅱ)	介護を実践するものは、基本的人権の尊重・尊厳などを理解した倫理を求められる。介護技術が単なる技法ではなく、利用する人にとって何が幸せにつながるのか、その多様性を考えられるようにする。また、介護を提供する人は利用する人を守るだけではなく、自分自身を守る必要がある。介護におけるリスクと安全の確保ができるようになることを学習する。	2前	30	2	○		○					
○		介護の基本 (リハビリテーションⅠ)	リハビリテーションの理念や関連職種・流れなどの概要及び、代表的疾患のリハビリテーションについて学ぶ。さらに、リハビリテーション的な視点をどのように介護に活かしていくか、自立支援につながる介護とは何かを学習する。	1後	15	1	○		○					
○		介護の基本 (家政学概論)	・家族と家庭生活、家庭経済と消費生活、食生活と栄養、食中毒とその予防などを学習し、身近な家庭生活から介護を必要とする人の生活を考える。・障害者が日常生活においてどのようなバリアーの中で暮らしているかを実際に体験する中で学ぶ。	1前	30	2	○		○					
○		介護の基本 (生活文化論)	高齢者や日本人が大切にしてきた「しきたりや文化の再認識を通して、その人らしさとその人の生活を大切にしていくことが求められる介護について考えるきっかけとなる授業を行う。また、その人らしい「生活」を提供するために、介護者として知っておいてほしい行事や習わし、そしてマナーについてはどうしたら良いか授業を通し、考察できるように、身近な生活習慣やならわしについて紹介されたものを理解する。	2後	15	1	○		○					

○		認知症の理解 I	認知症ケアの現状を理解し、目指すケアの方向性を明確にもつことができるように基本的な事項について学ぶ。基本的な事項として、認知症の症状・診断・治療・予防などの医学的基礎知識、認知機能が障害された人の心理や生活の理解、BPSDの理解とかわり方、本人に残された生活機能のアセスメントと対象の合わせたケア、本人に安心と満足をもってもらい信頼を構築するためのコミュニケーションなどについて学び認知症の人が自分らしく生きるための支援を考える。	1前	30	2	○		○		○	
○		認知症の理解 II	高齢化が進み、医療・福祉の現場（病院や施設）は勿論のこと地域で生活している高齢者を含め、認知症の人が多く見られる現在、ケアに関わるものとして、認知症の正しい理解が不可欠である。認知症について広く学ぶことによって、実習の原板で安心・安全のもと関わる体験ができるよう、また、専門職としての知識が豊かになり目の就職に自信が持てる。	2前	30	2	○		○		○	
○		障害者の理解（障害者福祉総論）	1 介護福祉士に求められ障害者福祉の理念について理解する。 2 障害者福祉の歴史と制度について学ぶ。 3 障害者の生活とその生活を支える制度について、権利養護や自立についても学習する。	1前	15	1	○		○		○	
○		障害者の理解（障害者福祉各論 I）	心身の様々な障害が、生活にどのように支障をきたしているかを理解し、その人らしく生活していくために必要な支援について学ぶ。家族・専門職・地域のネットワークにつなげ積極的に社会資源を活用し、可能な限り自立し、生きがいをもてる生活が送れるようにするため、介護福祉士が果たす役割について学ぶ。	1後	15	1	○		○		○	
○		障害者の理解（障害者福祉各論 II）	1 障害のある人の心理や身体の機能に関する基礎的な知識を習得する。 2 障害をもちながらも自立した生活を継続するための介護の視点を理解する。 3 障害によって必要な医学的なケアの理解と介護福祉士として支援のあり方や多職種との連携の必要性を理解する。 4 介護している家族も含めた支援の重要性を理解する。また、地域における社会資源の活用方法を理解する。	2前	30	2	○		○		○	
○		医療的ケア I	介護福祉士が医療的ケアを行う意義と目的を理解し、安全に実施するための基本的知識です。医療倫理、医療行為に関する法律、医療と介護の連携の重要性について理解し、医療的ケア実施にともなうリスクマネジメント、感染予防に関する正しい知識を身につける。	1後	20	1	○		○		○	○
○		医療的ケア II	介護福祉士が医療的ケアを行う意義と目的を理解し、安全に実施するための必要な知識・技術を学ぶ。実施にあたっては、医療的ケアの必要な人の心身の状態を理解し、観察力と報告、医療職との連携についても学ぶ。	2後	60	3	○		○		○	○
○		医療的ケア演習	介護福祉士が医療的ケアを実施するための必要な知識を学び、シミュレーターを利用し一人で確実に行えるよう技術の習得を目的とする。また、演習を繰り返し行い、緊急時の対応が具体的に実施できるようになることを目指す。	2後	60	3	○		○		○	○
合計			58科目	1940単位時間(117単位)								

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
	1学年の学期区分	前期・後期
	1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。